

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び
第11条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領

平成23年3月24日
平成22年度要領第7号

(趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金（以下「助成金」という。）に係る助成対象財産（助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上のものをいう。）の処分（以下「財産処分」という。）に関する取り扱いについて、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱（平成15年度要綱第1号）、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技強化支援事業助成金交付要綱（平成15年度要綱第2号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱（平成15年度要綱第18号）（以下「交付要綱」という。）並びに独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付実施要領（平成15年度要領第1号）、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技強化支援事業助成金交付実施要領（平成15年度要領第2号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付実施要領（平成15年度要領要項第16号）（以下「交付実施要領」という。）並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）と助成事業又は助成活動を実施した者（以下「助成事業者等」という。）との間において締結した助成金交付契約書に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(財産処分の種類等)

第2条 財産処分の種類は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転用（助成対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。）
- (2) 譲渡（助成対象財産の所有者の変更をいう。）
- (3) 交換（助成対象財産と他人の所有する財産との交換をいう。）
- (4) 貸付け（助成対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更をいう。）
- (5) 取壊し（助成対象財産の使用を止め、取り壊すことをいう。）
- (6) 廃棄（助成対象財産の使用を止め、廃棄することをいう。）
- (7) 担保に供する処分（助成対象財産に抵当権を設定することをいう。）

(財産処分の申請)

第3条 助成事業者等は、交付要綱及び交付実施要領に定める期間内において財産処分を行おうとするときは、助成対象財産処分承認申請書（別記様式第1）をセンターに提出

する。

- 2 交付要綱に定める間接助成事業者は、交付要綱及び交付実施要領に定める期間内において財産処分を行おうとするときは、助成対象財産処分承認申請書（別記様式第1）を助成事業者等に提出する。

（財産処分に係る承認）

第4条 センターは、前条の助成対象財産処分承認申請書の提出のあったときは、次の各号に掲げるところにより承認を行う。なお、担保に供する処分については、当該助成事業者又は交付要綱に定める間接助成事業者の財務状況や抵当権設定後の返済計画等を勘案して承認を行うものとする。

- （1）次のいずれかに該当するものについては、財産処分に関する条件を付さないものとする。

ア 地方公共団体が、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたもの

イ 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償による譲渡又は貸付け、及び担保に供する処分を除く。）

（ア）経過年数（当該助成対象財産を取得し、又は効用が増加した後に助成目的のために使用した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である助成対象財産に係る財産処分

（イ）経過年数が10年未満である助成対象財産に係る財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの

ウ 地方公共団体以外の者が行う次の財産処分

（ア）経過年数が10年以上である助成対象財産に係る次のいずれかの財産処分であって、財産処分を行った後においても当該助成対象財産がスポーツの振興を目的として使用されるもの

1）無償による譲渡又は貸付け

2）助成対象財産の更新を目的とする取壊し又は廃棄（更新する助成対象財産を助成金の交付を受けて取得する場合を除く）

（イ）経過年数が10年未満である助成対象財産に係る財産処分のうち、法令に基づく計画による取壊し又は廃棄

エ 災害により損壊若しくは火災等により使用できなくなった助成対象財産又は構造上危険な状態にある助成対象財産の取壊し又は廃棄

- （2）（1）以外の財産処分については、第6条に定める財産処分に関する条件を付すことができるものとする。

（財産処分の承認の特例）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる財産処分については、財産処分を承認したものとみなす。

- (1) 前条第1号ア、イ又はエに掲げる財産処分のうち、助成対象財産処分報告書（別記様式第2）の提出のあったもの（この報告において関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合を除く。）
- (2) 助成金の交付の目的に従って使用される時間に支障を及ぼさない範囲における助成対象財産の一時的な転用

（財産処分に関する条件）

第6条 第4条第2号の条件については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 納付金を請求する場合の納付金の額は、次により算出した額（以下「条件額」という。）とする。ただし、助成事業者等又は交付要綱に定める間接助成事業者が、当該助成対象財産を処分することにより収入がある場合において、当該収入額に助成割合を乗じて得た額（1円未満切捨て）が条件額を上回るときは、その差額について納付させることができるものとする。

ア 有償による譲渡の場合にあつては、当該助成対象財産に係る助成金交付相当額（当該助成対象財産の取得額又は効用の増加に要した額に助成割合（交付要綱及び交付実施要領に定める助成金交付額の算定に用いた割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（1円未満切捨て）をいう。以下同じ。）に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額

イ 有償による貸付けの場合にあつては、当該貸付額に助成割合を乗じて得た額（1円未満切捨て）

ウ 担保に供する処分の場合にあつては、アにより算出した額

- (2) 処分制限期間が10年未満の助成対象財産を交換により取得する財産の再処分については、当該助成対象財産の処分制限期間内において本要領の規定を適用するものとする。この場合の経過年数は、交換する助成対象財産を助成目的のために使用した期間と交換により取得する財産をスポーツの振興を目的として使用した期間とを通算した年数とする。

（財産処分承認の無効）

第7条 助成事業者等又は交付要綱に定める間接助成事業者が、第4条の承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合の当該承認は、なかったものとみなす。

（違反等）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付要綱に違反したものとみなす。

- (1) 年間において助成対象財産を一時的に転用して使用する総時間数が、助成金の交付の目的に従って使用する総時間数を上回ったとき（第4条の承認を得た場合を除く。）

(2) 本要領の適用を受ける財産の処分（転用又は貸付け後の使用を含む。）に際し、法令等に違反したとき

附 則
(施行日)

この要領は、平成23年3月24日から施行し、同日から適用する。

別記様式第1号(第3条関係)	助成対象財産処分承認申請書
別記様式第2号(第5条関係)	助成対象財産処分報告書

別記様式第 1 (第 3 条関係)

第 号
平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

助成事業者等名 (代表者氏名及び代表者印)

助成対象財産処分承認申請書

標記について、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第 6 条及び第 11 条に定める助成金に係る財産処分取扱要領第 3 条に基づき、別紙のとおり処分したく、承認くださるよう申請します。

別記様式第2（第5条関係）

第 号
平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

助成事業者等名（代表者氏名及び代表者印）

助成対象財産処分報告書

標記について、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金に係る財産処分取扱要領第5条に基づき、別紙のとおり処分しましたので報告します。